

## 別紙 11 畜産経営体生産性向上対策

### 第1 事業の実施方針

我が国の酪農・肉用牛経営の生産基盤の強化に資するため、酪農・肉用牛経営における ICT 等の新技術を活用した省力化機器の導入支援及びそれら機器等より得られるデータを飼養管理の高度化に活用するための体制整備の構築の支援を実施するとともに、酪農・肉用牛経営に省力化機器を円滑に導入するため、我が国の ICT 等の新技術を活用した省力化機器の実証調査及び ICT 等の新技術に適合できない牛の血統等についての調査を実施し、もって酪農・肉用牛産業におけるスマート農業の推進及び過重となっている労働時間の削減を加速化し、計画的に省力化・生産性向上を進める。

### 第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業内容、事業実施主体、補助率等については、本要綱別表 1 に定めるもののほか、以下の 1 及び 2 に定めるとおりとする。

なお、本事業については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年 4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

- 1 畜産経営体生産性向上対策推進事業
  - (1) ICT化等機械装置等導入事業  
I に定めるとおりとする。
  - (2) 畜産現場ICT化調査事業  
II に定めるとおりとする。
  - (3) ICT化等機械装置適合家畜生産推進事業  
III に定めるとおりとする。
- 2 全国データベース構築事業  
IV に定めるとおりとする。

### 第3 その他

- 1 他の施策等との関連  
本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 家畜共済の積極的な活用  
事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。
  - (2) 環境と調和のとれた農業生産活動  
事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が定める環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるため、原則として、本事業に参加者から、事業実施状況報告書の報告期間中に 1 回以上点検シートの提出を受けるものとする。
- 2 不正行為に対する措置

生産局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因を究明するとともに、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

# I ICT化等機械装置等導入事業

## 第1 事業の内容

### 1 事業の取組内容

本事業の内容は次のとおりとし、事業実施主体の補助対象経費は本要綱別表1に定めるとおりとし、取組主体の補助対象機械装置及び補助対象経費は別添1及び別添3に掲げるものとする。また、補助率は別添2に定めるとおりとする。

#### (1) 畜産ICT応援会議推進事業

畜産ICT応援会議（以下「応援会議」という。）が、畜産を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・ICT化に必要な計画の策定や機械装置の選定を行う取組に対し、必要な経費を補助する。

#### (2) 機械装置導入事業

労働負担軽減経営体が畜産ICT化応援計画（以下「応援計画」という。）に基づきICTに対応した機械装置等を導入する場合に、その負担の軽減を図るため、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、必要な経費を応援会議に対して補助する。

#### (3) 全国推進指導事業

ICT化等機械装置導入事業の円滑な推進を図るため、事業実施主体が行う事業推進会議の開催や事業の推進、指導、調査等に必要な経費を補助する。

## 2 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 畜産ICT応援会議

地域における将来にわたる安定的な畜産の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、畜産を営む者、後継牛・育成牛の預託を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、乳業関連事業者、食肉関連事業者、畜産関係団体その他の地域の畜産関係者が参画する会議であって、6に定める要件を満たすものをいう。

#### (2) 畜産ICT化応援計画

応援会議が、畜産を営む者における労働負担軽減・ICT化に資することを目的に策定する計画であって、機械装置の導入により生まれたゆとりの一部を災害時の協力等に充てることその他7に定める内容が記載されるものをいう。

#### (3) 労働負担軽減経営体

応援計画において、労働負担軽減・ICT化に資する機械装置を使用する者として位置付けられた畜産を営む者をいう。

## 3 事業実施主体

本要綱別表1の11(1)の事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募者の中から選定された民間団体であって、以下の要件を満たすものとする。

(1) 事業及び会計手続を適正に行うことのできる体制を有していること。

(2) 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であること。

## 4 成果目標

本事業の事業実施主体は以下に定めるところにより目標年度及び成果目標を設定

するものとする。

- (1) 別添5の事業実施計画において、目標年度及び成果目標を設定するものとする。
- (2) 目標年度は事業実施年度の翌年度とし、成果目標は、畜産農家の労働時間削減に資する目標値を設定するものとする。

## 5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

### (1) 畜産に関する知見

- ア 我が国の畜産の生産現場の実態を理解しているか。
- イ 畜産現場で使用されるICT機器に関する知見を有しているか。
- ウ 畜産経営におけるICT機器等の導入による効果を十分に判断できる知見を有しているか。
- エ リース契約等、機械導入に係る契約方法に関する知見を有しているか。
- オ 我が国の畜産に係る施策についての知見を有しているか。

### (2) 事業実施に必要なその他の知見・能力

- ア 過去に国又は独立行政法人農畜産業振興機構の畜産に係る事業を行った経験を有しているか。
- イ 多額の補助金を扱うため、直近の決算時において借入金がない等、財務状況が健全な団体であるか。
- ウ 事業実施主体として、全国を取組主体からの多くの申請（補助対象、事業実施計画の内容等）を的確かつ迅速に審査する能力を有しているか。
- エ 全国の畜産農家に対して広く事業の執行が可能な体制を有しているか。
- オ 導入機械の契約や農家の経営状況等の情報を取り扱うため、個人情報保護に関する知見を特に有しているか。

## 6 取組主体

本事業の取組主体は、2(1)の応援会議であって、以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 運営を行うための事務局が設置され、組織及び運営についての規約が定められていること。
- (2) 次のいずれかの団体であって、畜産を営む者が所属するものであること。

- ア 公益社団法人
- イ 公益財団法人
- ウ 一般社団法人
- エ 一般財団法人
- オ 事業協同組合
- エ 事業協同組合連合会
- カ その他農業者の組織する団体

## 7 応援計画の要件

応援計画に記載する内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 応援会議の名称及びその構成員の概要
- (2) 応援計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
- (3) 労働負担軽減経営体の労働条件の改善のための取組の概要

- (4) 労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果
- (5) 労働負担軽減経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、ICTの活用や災害時の協力等の地域の畜産の発展に資する取組の内容

## 8 機械装置の導入

### (1) 導入方式

1 (2) による機械装置の導入に対する助成は、次のいずれかの方式によるものとする。

#### ア リース方式

労働負担軽減経営体が機械装置を借受けにより導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、当該機械装置の導入に係る計画を作成した応援会議に対して必要な経費を補助する。

#### イ 購入方式

労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する場合に当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、次のいずれかに該当するときに限り、当該機械装置の導入に係る計画を作成した応援会議に対して必要な経費を補助する。

(ア) 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき

(イ) (ア)に定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき

### (2) 対象者

1 (2) により機械装置を導入する者は、応援会議が作成した当該機械装置の導入に係る計画において、労働負担軽減経営体として位置付けられた、次のいずれかに該当する者とする。

ア 乳用牛若しくは肉用牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）

イ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）であって、その構成員に畜産を営む農業者を含むもの

ウ 株式会社又は持分会社であって、畜産を含む農業を主たる事業として営むもの

エ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、畜産を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

オ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、畜産を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

カ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

キ 畜産を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次のア又はイのいずれかを満たすもの

(ア) 畜産を営む個人が直接の主たる構成員であること

(イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること

a 機械装置の導入を図ることにより応援計画の達成に資する旨の目的が定められていること

b 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること

c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

d 導入した機械装置の利用法が公平を欠くものでないこと

e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

## 9 補助対象機械装置の範囲

(1) 1 (2) の事業において補助対象となる機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）の範囲は、別添1に掲げるとおりとする。

(2) 補助対象機械装置は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。

(3) 補助対象機械装置は、原則として新品とする。ただし、応援会議が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。

(4) リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。

(5) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、補助対象機械装置から除外する。

## 10 取組主体の目標年度及び成果目標並びに事業費等

取組主体は、以下に定めるところにより目標年度及び成果目標を設定するものとする。

(1) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

(2) 成果目標

応援会議は、応援計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減することを成果目標に設定するものとする。

(3) 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(4) 労働時間削減効果分析

本事業を実施するに当たり、別添4に定める基準により労働時間削減効果の評価を実施し、事業の投資効率を十分に検討するものとする。

## 11 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他の団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、生産局長に報告するものとする。

## 12 機械装置の導入に係る留意事項

### (1) 共通

ア 補助対象機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。

イ 補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結するなど、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

エ 労働負担軽減経営体が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ 補助対象機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

カ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

キ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

ク 労働負担軽減経営体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、応援会議を経由して事業実施主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、事業実施主体は、必要がある場合は、現地調査を実施、報告事項の確認を行うものとする。

ケ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、応援会議を経由して、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査

確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、農林水産大臣に報告するものとする。

なお、事業実施主体が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、生産局長に報告を行い、その確認を受けるものとする。

## (2) リース方式の場合

### ア 貸付期間

補助対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

#### (ア) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合

リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合の補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間。以下（ア）及び（イ）において同じ。）の70%（法定耐用年数が10年以上のものは法定耐用年数の60%）以上（1年以上の場合に限ることとし、1年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、労働負担軽減経営体とリース事業者が合意した期間とする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、労働負担軽減経営体に所有権が移転された後、労働負担軽減経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

#### (イ) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体がリース事業者を指導するものとする。

### イ 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を労働負担軽減経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において、当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、労働負担軽減経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

### ウ 途中解約の禁止

労働負担軽減経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として労働負担軽減経営体がリース事業者に支払うものとする。

### エ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税からなるものとする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

#### (ア) 基本貸付料



基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ 契約書類等の提出

(ア) リース事業者は、リース契約の内容に当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。

(イ) 労働負担軽減経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、応援会議を経由して事業実施主体に提出するものとする。

(3) 購入方式の場合

ア 助成対象は、以下のいずれかに該当する労働負担軽減経営体に限るものとする。

(ア) 地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の互助協定に参加する経営

(イ) 畜産従事者の疾病時等の際、当該畜産経営の経営継続のため、飼養管理の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営

イ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械装置の導入を行った後、その写しを速やかに応援会議に提出するものとする。応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、応援会議を経由して事業実施主体に届け出るものとする。

事業実施主体は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、生産局長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

13 事業の着工等

(1) 労働負担軽減経営体による本事業の着手は、原則として、事業実施主体から応援会議に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の内容が明確となり、かつ、交付決定が確実となったときに限り、応援会議は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、応援会議

は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、応援会議は、あらかじめ事業実施主体の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、応援会議から(2)の交付決定前着手届の提出があった場合は、生産局長にその写しを提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、応援会議が(1)のただし書きに基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう応援会議を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第2 事業実施計画等

### 1 事業実施計画の作成・承認

- (1) 事業実施主体は、2(2)により取組主体より提出された事業実施計画を取りまとめ、必要な書類等の確認等を行った上で、本要綱本体第6の1(1)アに基づき、別添5により事業実施計画書を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。ただし、生産局長は、生産局長が別に定める公募要領により選出された者が当該公募要領により提出した事業実施計画については、本要綱本体第6の1(1)アの承認を受けたものとして取り扱うものとする。
- (2) 本事業における補助の対象は、事業実施計画が承認された月から行われる取組とする。
- (3) 事業実施主体は、(1)に掲げる事業実施計画に、本要綱本体第6の1(1)ウで定める重要な変更がある場合には、1に準じて変更の承認を受けるものとする。

### 2 取組主体等の事業の実施等

#### (1) 事業参加要望

応援会議は、別添6により応援会議推進事業への参加及び応援会議内の労働負担軽減経営体が応援計画に基づいて行う機械装置の導入に係る要望を取りまとめ、事業実施主体に提出する。この場合においては、応援会議は、労働負担軽減経営体ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

#### (2) 事業実施計画の作成等

ア 応援会議は、(1)の事業参加要望の取りまとめに当たり、別添4に掲げる労働時間削減効果の評価を踏まえ、機械装置の導入を希望する労働負担軽減経営体間の優先順位を決定し、その結果(以下「総合評価結果」という。)を取りまとめるものとする。

イ 応援会議は、事業参加要望書、総合評価結果及び応援計画を添えて、別添7により事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

ウ 事業実施主体は、イの承認を行うに当たって、イにより提出のあった事業参加要望書及び総合評価結果を集約の上、全国の労働負担軽減経営体間の優先順

位を取りまとめた結果を添えて、1の規定により事業実施計画書を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

エ 事業実施主体は、ウの承認を受ける際に、生産局長と協議の上、配分予定額を決定し、イの承認と併せて配分予定額を応援会議及び都道府県知事に通知するものとする。

オ イ及びウで提出のあった事業実施計画に、本要綱本体第6の1(1)ウの重要な変更以外の変更がある場合には、イからエまでに準じて変更の承認を受けるものとする。

### 3 事業参加申請書の作成・承認

(1) 応援会議は、2(2)エにより通知を受けた配分予定額の範囲内で、総合評価結果で決定した優先順位に基づいて労働負担軽減経営体を選定するものとする。

(2) (1)により選定された労働負担軽減経営体は、購入方式にあっては別添8の別紙1、リース方式にあっては別添9により事業参加申請書を作成し、応援会議に提出するものとする。

応援会議は、提出のあった事業参加申請書を別添8及び別添9により取りまとめ、事業実施主体に申請するものとする。

(3) (2)の後段の申請において購入方式で機械装置を導入する労働負担軽減経営体の必要な費用の一部を助成する応援会議は、次の内容について整理し、事業実施主体の確認を得るものとする。

ア 機械装置の購入を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書、融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていること。

イ 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」(平成31年4月1日付け30生産第2038号食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討された上で、当該機械装置の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれていること。

(4) 事業実施主体は、必要な書類等の確認を行った上で、労働負担軽減経営体ごとに事業参加承認を行い、応援会議及び都道府県知事に通知する。

### 4 事業実施計画の審査

3(4)の事業参加申請書の承認に当たっての審査基準は、次に掲げるものとする。

#### (1) 事業内容の妥当性

事業内容が、畜産を営む者の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域の畜産の発展に資する取組となっているか。

#### (2) 事業計画の妥当性、効率性

・総合評価に当たり、補助対象機械装置の導入による効果は適切に算定されているか。

・手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか。

#### (3) 事業実施体制の妥当性

応援会議の組織及び体制が、事業実施のために適切なものとなっているか。

### 第3 点検評価等

#### 1 事業実施状況の報告

- (1) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置を導入した場合は、別添 10 により、労働負担軽減経営体実施状況報告書を速やかに作成し、応援会議に提出するものとする。労働負担軽減経営体実施状況報告書の提出を受けた応援会議は、速やかに事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 応援会議は、別添 11 により、事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2) の応援会議から事業実施状況の報告を受けた場合には、(1) の労働負担軽減経営体の実施状況の報告と併せて取りまとめ、別添 12 により実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の 7 月末日までに、生産局長及び都道府県知事へ報告するものとする。  
事業実施主体は、(1) 及び (2) の実施状況報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合は、当該応援会議及び当該労働負担軽減経営体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 生産局長は、(3) の事業実施主体からの事業実施状況の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

#### 2 事業評価の報告

- (1) 応援会議は、第 1 の 10 により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度に検証を行い、別添 13 の事業成果報告書により、事業実施年度の翌々年度の 6 月末日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- (2) 事業実施主体は、1 の応援会議の事業評価の報告を取りまとめ、生産局長及び都道府県知事へ報告するものとする。
- (3) 生産局長は、(2) の事業実施主体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、事業実施主体に対し、必要な指導を行う。

#### 3 調査及び報告

- (1) 応援会議は、第 1 の 12 の (3) のイにより確認した機械装置の利用状況について、事業実施主体に対し、1 (2) の事業実施状況報告書の提出時に併せて報告するものとする。
- (2) 生産局長は、この別紙に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、応援会議、リース事業者等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- (3) 事業実施主体及び都道府県は、応援会議、リース事業者及び労働負担軽減経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

### 第4 その他

#### 1 補助対象経費等

- (1) 事業実施主体は、本事業に直接必要な経費について、予算の範囲内で、別添 1 から別添 3 までに定める補助対象機械装置、補助対象経費及び補助率により、第 1 の 1 (1) 及び (2) の事業にあつては事業の実施に要する経費を応援会議に補助するものとし、第 1 の 1 (3) の事業にあつては事業実施主体が行う事業として支出するものとする。
- (2) 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (3) 事業実施主体は、補助対象経費の経理に当たっては、別添 1 の補助対象機械装置の区分及び別添 3 の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- (4) 次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。
  - ア 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
  - イ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - ウ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
  - エ その他当該事業の実施に直接関連のない経費
  - オ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象計に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額

## 2 補助金の交付決定

### (1) 応援会議の交付申請

応援会議は、本事業の補助金の交付を受けようとするときは、別添 14 により申請書正副 2 部を事業実施主体に提出するものとする。

また、補助金の変更交付申請を行う場合は、別添 15 により、変更申請書正副 2 部を事業実施主体に提出するものとする。

### (2) 補助金の交付決定

事業実施主体は、(1) の申請の提出があつたときは、審査の上、補助金の交付対象となる応援会議の事業計画を決定し、応援会議に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

### (3) 事業実施主体の交付申請及び交付決定については、交付要綱に定めるところによるものとする。

## 3 補助金の請求及び支払

### (1) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の導入が完了した場合は、別添 16 により、事業完了報告書を作成し、応援会議に提出するものとする。

### (2) 応援会議は、(1) により労働負担軽減経営体から事業完了報告があつた場合及び自らの事業が完了した場合は、別添 17 により応援会議補助金支払請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

応援会議は、(1) により提出のあつた事業完了報告書については、応援会議

補助金支払請求書の提出前に審査・検査を行い、補助対象機械装置の導入が計画どおりに行われていることを確認するものとする。

- (3) 事業実施主体は、(2)により応援会議から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、遅滞なく補助金を支払うとともに、支払額の通知をすものとする。

ただし、機械装置導入事業において、リース方式で補助対象機械装置の導入が行われ、応援会議が補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合においては、事業実施主体は、直接リース会社等へ請求額を支払うことができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、リース事業者へ支払った補助金を除いた額を応援会議に支払うものとする。

- (4) 事業実施主体の補助金の請求及び支払については、交付要綱に定めるところによるものとする。

#### 4 補助金の返納

##### (1) 畜産 ICT 応援会議推進事業

事業実施主体は、3の補助金の支払を受けた者が、補助金の支払いを受けた後に本要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該補助金の支払いを受けた者に指示を行い、事業実施主体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

##### (2) 機械装置導入事業

事業実施主体は、応援会議又はリース事業者から、補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、応援会議又はリース事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約を解約したとき

イ 労働負担軽減経営体が経営を中止したとき

ウ 導入した当該機械装置が滅失したとき

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき

オ リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき

カ 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき

#### 5 事業の推進指導等

- (1) 事業実施主体は、生産局長の指導の下、都道府県、応援会議、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

- (2) リース事業者及び労働負担軽減経営体は、事業実施主体の指導の下、都道府県、応援会議、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

#### 6 消費税及び地方消費税の取扱

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付に当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除

できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して交付するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(2) 事業実施主体は、(1) のただし書による応援会議からの事業実績の報告に際して、応援会議から当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額した報告を受けるものとする。

(3) 事業実施主体は、(1) のただし書による応援会議からの実績報告書の提出を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに提出させるとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、返還させなければならない。なお、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに、報告を受けるものとする。

#### 7 帳簿等の整備保管等

事業実施主体及び応援会議は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

#### 8 事業名等の表示

本事業により導入した機械装置及び整備した施設には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名、労働負担軽減経営体の名称を表示するものとする。

## Ⅱ 畜産現場 ICT 化調査事業

### 第1 事業の内容

#### 1 事業の取組内容

畜産農家の労働負担軽減のため、新たな畜産 ICT 機器の労働力削減効果の測定に取り組もうとする ICT 機器調査協議会（以下「協議会」という。）に対し、次の取組について補助する。

##### (1) 検討会の開催

労働時間削減効果の測定に向けた新たな取組に関する検討会の開催

##### (2) 新たな ICT 機器の調査

新たな ICT 機器に関する調査

##### (3) 新たな ICT 機器の導入及び実証による効果の測定

労働負担軽減に向けた新たな ICT 機器の効果を実証するために行う、調査、分析、機器導入、報告書作成等の実施

#### 2 定義

##### (1) ICT 機器調査協議会

畜産農家の労働負担軽減のため、生産者、畜産機械販売者、畜産技術者、学識経験者等が構成員となっている協議会であって、3の要件を満たすものをいう。

##### (2) 新たな畜産 ICT 機器

一般的に市販されておらず、労働時間削減効果を我が国の生産現場において直接測定されることがない情報通信技術を利用した機械装置のことをいう。

##### (3) 実証農場

本事業において、新たな畜産 ICT 機器を使用し労働時間削減効果を測定する畜産農家のことをいう。

#### 3 事業実施主体

本要綱別表1の11(2)の事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募者の中から選定された民間団体であって、以下の要件を満たすものとする。

(1) 運営を行うための事務局が設置され、組織及び運営についての規約を定めている団体であること。

(2) 事業実施及び会計手続を適正に営むことのできる体制を有していること。

#### 4 成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

(1) 別添18の事業実施計画において、事業開始年度を含む4年以内を目標年度として設定するものとする。

(2) (1)の目標年度においては、成果目標として、新たな ICT 機器の導入により期待される労働時間削減効果に係る目標値を設定するものとする。

#### 5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

##### (1) 畜産に関する知見

ア 畜産の生産現場の実態を理解しているか。

イ 海外の最新の ICT 機器などの取扱いについて十分な知見を有しているか。



ウ ICT 機器を導入し、畜産経営における効果を測定する事業計画を策定するための知見を有しているか。

エ ICT 機器から得られたデータからその効果を分析するための知見を有しているか。

オ 本事業による効果によって、全国の農家の労働負担軽減への取組が推進されるため、得られた調査結果をまとめ、広く世間に普及するための知見を有しているか。

(2) 事業実施に必要なその他の知見・能力

ア 過去に国又は独立行政法人農畜産業振興機構の畜産に係る事業を行った経験を有しているか。

イ 直近の決算時において借入金がないなど、財務状況が健全な団体であるか。

ウ 新たな ICT 機器を導入し、生産現場において十分に実証することが可能な体制を有しているか。

エ 生産者、学識経験者等の意見を調整する能力を有しているか。

オ 実証農場における経営状況等の情報を取り扱うため、個人情報保護に関する知見を特に有しているか。

## 第2 事業実施計画等

- 1 事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添18により事業実施計画を作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、生産局長は、生産局長が別に定める公募要領により選出された者が当該公募要領により提出した事業実施計画については、本要綱本体第6の1(1)アの承認を受けたものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更は、本要綱本体第6の1(1)ウに定めるとおりとし、1に準じて変更の承認を受けるものとする。

## 第3 点検評価等

### 1 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度の7月末日までに、別添19により事業実施状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

### 2 事業の評価等

事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、自ら評価を行い、別添20により成果状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

- 3 生産局長は、2の事業実施主体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、事業実施主体に対し、必要な指導を行う。

## 第4 その他

### 1 補助対象経費等

- (1) 国は、本事業に直接必要な本要綱別表1の11(2)の補助対象経費について、

予算の範囲内で協議会に補助するものとする。

(2) 補助の対象とならない経費

次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。

ア 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費

イ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

エ その他事業の実施に直接関連のない経費

オ 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 60 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として向上できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

(3) 本事業において、事業実施主体が導入する機械及び装置等は、以下の要件をすべて満たす場合には、実証農場に貸し付けることができるものとする。

ア 一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に譲渡することを予定しているものであること。

イ 事業実施主体と実証農場との間で、貸付に際して、賃貸借期間、賃料、賃料支払いの期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

ウ 賃料の額は、当該機械及び装置等にかかる事業実施主体の年間管理費の範囲内であること。

### Ⅲ ICT 化等機械装置適合家畜生産推進事業

#### 第1 事業の内容

##### 1 事業の取組内容

畜産農家における ICT 化等機械装置の導入の推進のため、これらの機械装置に適合する家畜の生産に取り組もうとする事業実施主体に対し、次の取組について補助する。

##### (1) 検討会の開催

ICT 化等機械装置に適合した家畜生産に関する検討会の開催

##### (2) ICT 化等機械装置に適合した家畜生産のための調査

ICT 化等機械装置に適合した家畜生産を推進するために行う、調査、分析、報告書作成等の実施

##### 2 事業実施主体

本要綱別表 1 の 11 (4) の事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募者の中から選定された民間団体であって、以下の要件を満たすものとする。

(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会にあつては、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているもの。

(2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人にあつては、定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているもの。

(3) その他農業者の組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるもの。

##### 3 成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

(1) 目標年度は、事業開始年度の翌年度に設定するものとする。

(2) 成果目標は、ICT 化等機械装置に適合した家畜生産の調査により得られる、定量的な指標を設定するものとする。

##### 4 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

##### (1) 畜産に関する知見

ア 畜産の生産現場の実態を理解しているか。

イ 家畜の改良について十分な知見を有しているか。

ウ ICT 化等機械装置に適合する家畜の生産について事業計画を策定するための知見を有しているか。

エ 調査により得られたデータから、その効果を分析するための知見を有しているか。

オ 本事業による効果によって、全国の農家の労働負担軽減への取組が推進されるため、得られた調査結果をまとめ、広く世間に普及するための知見を有しているか。

##### (2) 事業実施に必要なその他の知見・能力

ア 過去に国又は独立行政法人農畜産業振興機構の畜産に係る事業を行った経験を有しているか。

- イ 直近の決算時において借入金がないなど、財務状況が健全な団体であるか。
- ウ 家畜の改良について、十分なデータの収集・分析を実施できる体制を有しているか。
- エ 生産者、学識経験者等の意見を調整する能力を有しているか。
- オ 畜産農家の経営状況等の情報を取り扱うため、個人情報保護に関する知見を特に有しているか。

## 第2 事業実施計画等

- 1 事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添21により事業実施計画を作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。  
ただし、生産局長は、生産局長が別に定める公募要領により選出された者が当該公募要領により提出した事業実施計画については、本要綱本体第6の1(1)アの承認を受けたものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更は、本要綱本体第6の1の(1)ウに定めるとおりとし、1に準じて変更の承認を受けるものとする。

## 第3 点検評価等

- 1 事業実施状況等の報告  
事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添22により事業実施状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。
- 2 事業の評価等  
事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、自ら評価を行い、別添23により成果状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。
- 3 生産局長は、2の事業実施主体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、事業実施主体に対し、必要な指導を行う。

## 第4 その他

- 1 補助対象経費等  
国は、本事業に直接必要な実施要綱別表3に掲げる経費のうち実施要綱別表1の範囲の経費について、予算の範囲内で協議会に補助するものとする。
- 2 補助の対象とならない経費  
次の経費は、事業の実施に必要なかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。
  - (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
  - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
  - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
  - (5) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和60年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として向上できる部分の金額及び当

該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

## IV 全国データベース構築事業

### 第1 事業の内容

#### 1 事業の取組内容

牛の個体識別情報及びその飼養管理等に関する生産情報を全国で一元的に集約したビッグデータを構築し、その全国的な利用を行う全国データベースシステム（以下「畜産クラウド」という。）により、畜産農家が自らの経営に関し改善すべき点を自発的に把握する取組を推進することで、家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

##### (1) 全国推進協議会の設置・運営

全国で飼養管理等の生産情報を一元的に管理するための畜産クラウドの仕様やルール作りを行う検討会の開催を支援する。

##### (2) 生産情報の集約・分析のためのシステム整備と推進

###### ア 畜産クラウドの構築・改修

民間クラウドシステム及び全国団体等が所有する生産情報システム（以下「民間クラウド」という。）との接続に伴い、畜産クラウドで集約する情報の増加やウのモデル地区における実証によるフィードバック結果に対応するため、畜産クラウドの構築・改修及び管理を行う。

###### イ ソフトウェアの開発・改修

スマートフォンやタブレット端末でアにより構築した畜産クラウドに接続するためのアプリケーションソフトウェアを開発又は改修し、生産者や関連する支援者（獣医師、人工授精師、普及指導員等）に配布する。

###### ウ モデル地区における実証

ア及びイで構築・開発又は改修した畜産クラウド及びアプリケーションソフトウェアを用いてモデル地区で実証試験を行い、その結果をフィードバックする。

###### エ 畜舎内のインターネット環境の改善

ア及びイで構築・開発又は改修した畜産クラウド及びアプリケーションソフトウェアを畜舎内で活用するため、ネットワーク環境の改善を図るための機器等を導入する。

##### (3) 民間クラウドとの連携による情報の利活用

民間クラウドとの間で情報の共有を行うために以下の取組を支援する。

###### ア 民間クラウドの調査及びコンバーターソフトの開発

民間クラウドとの間で情報の共有を行うために民間クラウドのシステムの仕様等を調査するとともに、畜産クラウドと連携するためのコンバーターソフトを開発する。

###### イ ベンチマーキングの実証分析

生産情報をベンチマークとして活用した経営の分析を行うため、必要な検討会を開催するとともに、分析のためのシステムの開発及び実証を行う。

#### 2 事業実施主体

(1) 本要綱別表1の11(4)の事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領に

より応募者の中から選定された民間団体であって、以下の要件を満たすものとする。

ア 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること

イ 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること

- (2) 応募に当たっては、応募団体の代表権者の承認を得た事業代表者を申請者としてとし、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとする。

また、事業実施体制には、申請者の所属する民間団体とは別に、申請者とともに事業の実施に責任を有する分担事業者（所属する当該民間団体の代表権者の承認を得ている者に限る。）を置いた民間団体を含めることができるものとする。

### 3 成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

- (1) 目標年度は、事業実施年度とする。
- (2) 成果目標は、畜産クラウドを構築し、生産者及び民間企業等が利用できる体制を整備することとし、畜産クラウドについては、利用者数に係る数値目標を設定するものとする。

### 4 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

#### (1) 畜産に関する知見

ア 牛の個体識別制度を十分に理解しているか。

イ 我が国の畜産の生産現場の実態を理解しているか。

ウ 畜産関係団体とのネットワークを有しているか。

エ 畜産現場で使用される ICT 機器に関する知見を有しているか。

オ 生産情報をベンチマークとして活用した分析に関する知見を有しているか。

#### (2) 事業実施に必要なその他の知見・能力

ア システムの構築・連携に関する十分な知見を有しているか。

イ 構築したシステムについてユーザーである生産者やその支援者等に分かりやすく説明・普及する能力を有しているか。

ウ 情報セキュリティに関する知見を有しているか。

エ 農家の経営状況等に関する情報を取り扱うため、個人情報保護に関する知見を特に有しているか。

オ 畜産関係団体、学識経験者等の意見を調整する能力を有しているか。

## 第 2 事業実施計画等

1 事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) に基づき、別添 24 により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、承認を行うものとする。ただし、生産局長が別に定める公募要領により選出された者が策定した事業実施計画については、承認を受けたものとみなす。

3 事業実施主体は、1 で掲げる事業実施計画に、実施要綱第 6 の 1 の (1) のウで

定める重要な変更がある場合には、1に準じて変更の承認を受けるものとする。

### 第3 点検評価等

#### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、毎年度、別添25により、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

#### 2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添26により自ら事業実施結果の評価を行い、生産局長に報告するものとする。
- (2) 生産局長は、(1)の報告の内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (3) 生産局長は、(2)の評価のほか、補助事業期間終了後において、必要に応じて、事業成果の波及効果や活用状況等に関する追跡評価を行うものとする。

### 第4 その他

#### 1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度中に畜産クラウドの運用等により発生した収益の状況について記載した収益状況報告書を別添27により作成し、事業実施年度の翌年度の6月末日までに生産局長に提出するものとする。ただし、生産局長は、特に必要な場合には、任意の期間を定めて収益の状況を報告することを求めることができる。
- (2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、次の数式により算定した額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

〈計算式〉

$$\text{納付額} = (\text{収益額} - \text{控除額}) \times (\text{補助金の確定額} / \text{事業に関連して支出された費用の総額})$$

〈計算式中の用語の意義〉

収益額：畜産クラウドの運用等により得られた売上高から畜産クラウドの構築・改修等並びに畜産クラウドの運用に要した費用を除いた額

控除額：事業に関連して支出された費用のうち事業実施主体が自己負担により支出したものの合計

- (3) (2)に定める収益の納付は、事業実施年度中に得た収益を対象として行うものとする。ただし、生産局長は、特に必要な場合には、任意の期間を定めて収益を納付するよう求めることができる。この場合においては、全対象期間における納付額を合算した額が、事業の実施に要した経費を上回らないものとする。

#### 2 補助の対象とならない経費

次の経費は、事業の実施に必要なかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。

- (1) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他



の各種手当)

- (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- (6) 支払いが翌年度となる経費(賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。)